

HIDO における地域活性化に関する 調査研究について（調査部関係）

（財）道路新産業開発機構 調査部

1 はじめに

現在、急激な少子・高齢化により人口減少社会へ突入しているなかで、中心市街地や中山間地域などで地域の衰退が進んでいることから、都市再生、中心市街地活性化などの地域の活力を維持・増進するための施策を強力に推進することが急務となっています。

機構では、これまでも自主研究として、地域活性化に資する施策を対象にして様々な調査研究に取り組み、その成果を踏まえて、国土交通省に施策の提案・提言を行ってきました。その結果は、平成19年3月の道路法改正やその運用などに反映され、社会の発展にいささかなりとも貢献できてきたのではないかと考えています。

ここでは、近年の調査研究の中から、地域活性化に関係した調査研究の成果の一部と、現在、調査部で行っている調査研究の取り組み状況を簡単に紹介します。

2 これまでの取り組み

機構が近年自主研究として取り組み、その成果を踏まえて国土交通省に施策の提案・提言を行ってきたもののうち、地域活性化に関係する主なものは、次のとおりです。

2-1 高架道路下の利用促進に関する提言 （平成17年7月28日提言）

（1）提言のポイント

- ① 道路構造物との離隔距離を確保する等一定の条件の下、現行通達による耐火構要件の弾力的運用は可能であると整理されたので提言する。
- ② 弾力的運用により、民営化後の道路四公団が、現状より比較的低コストで事業運営でき、また、都市

内の貴重な空間である高架道路下を利用したビジネスの発展に寄与できるものであればと願っている。

（2）施策への反映

平成17年9月9日、街づくりの観点等から、高架道路の路面下も含めた賑わいの創出等が必要となるケースも生じていることを踏まえて「高架道路下占用許可基準」が策定され、同日付けで道路局長から通知されました。

同基準では、「街づくりの観点等から高架下の積極的な利用が必要であると認められる場合には、道路管理上支障があると認められる場合を除き、占用を認めて差し支えない。」とされており、公表資料では、「改正後の基準においては、占用許可を一律に規制するのではなく、都市計画や周辺の土地利用状況等を踏まえて、地元地方公共団体の意見を聴いて高架下利用計画を策定し、この計画に基づくこと等により、高架道路の路面下の適正かつ合理的な利用を図ることとしました。」と紹介されています。これにより、従来認められていなかった店舗等も占用が可能になりました。

2-2 公共施設を活用した地上波デジタル放送ネットワークの整備に向けて（平成19年5月8日提言）

（1）提言のポイント

道路管理用光ファイバーネットワークのさらなる利用の促進を図るため、

- ① 利用対象者として、デジタル放送を行う放送事業者を追加すること。
- ② 貸出単位として、従来の1線（4芯）単位から、1芯単位に緩和すること。
- ③ 利用料金も、1芯当たりの料金にすることにより民間企業の負担を軽減すること。

(2) 施策への反映

平成19年度の募集（平成19年10月実施）から、貸出単位は1芯単位に改正され、料金についても1線64円/mから1芯16円/mとなりました。

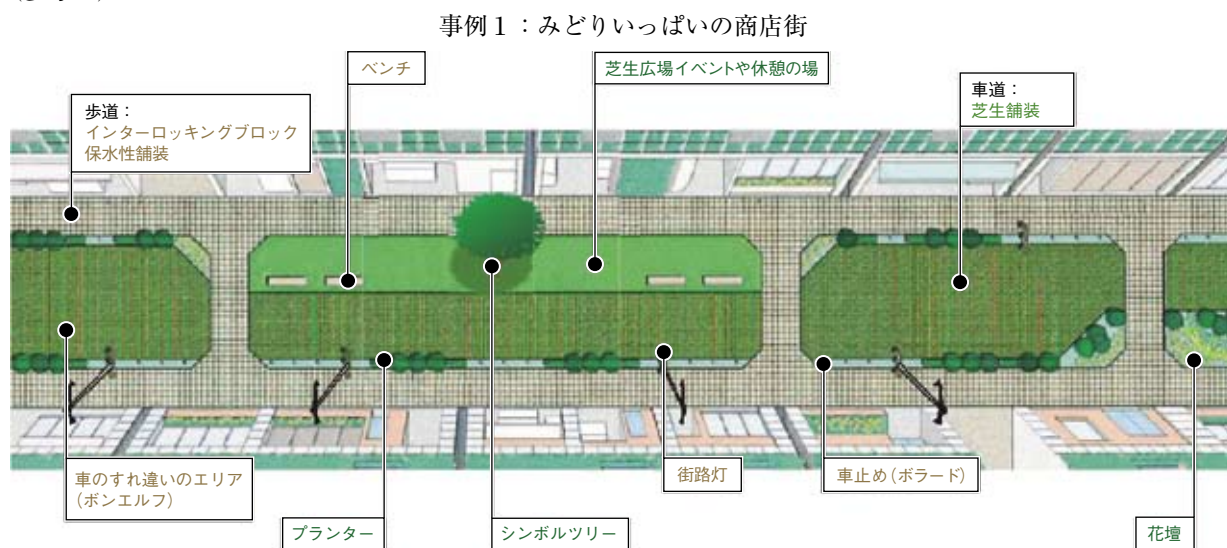
2-3 道路空間の新たな利活用に向けて— 道路空間のビジネス空間としての活用 を通じて—（平成19年5月21日提言）

(1) 提言のポイント

平成19年3月の改正道路法の具体的な運用に当たっては、以下のような、民間の要望等を踏まえた基準の策定や柔軟な運用が望まれます。

① 協定により道路・沿道空間の一体的管理を行う制

(参考1)



事例2：道路附属物・道路占用物件等への広告ビジネス

〈地域情報タイプ〉



〈商品情報タイプ〉



度の対象拡大

環境負荷軽減施設、防犯・防災に資するような備蓄空間、たまり空間等の施設や設備にも対象拡大が望まれ、将来的には、地域の計画等との整合性を確保することを条件に、道路と沿道空間を一体的に活用するビジネスが展開できるような仕組みが望まれます。

② 利用者ニーズを踏まえた道路空間の利活用基準の策定

市町村が地域の住民や事業者のニーズを反映し、歩道の整備を進めることを期待します。特に、地域の防犯や活性化に資する利用を踏まえた整備を希望します。将来的には、ビジネスとして積極的な対応が可能になるような制度が必要です。例えば、ストリートパフォーマンス、映画等のロケーション支援

等による空間活用や、都市のライトアップのための空間活用が可能となるような要件緩和・手続き簡素化が必要と考えられます。

③ 道路空間の占用基準の緩和

利用者の利便性向上に資する情報提供システムの設備等（無線LAN、DSRC等）の設置を可能とするとともに、将来的には、新しい充電システムのパスの導入に必要な設備等の設置が道路空間にできるような施策が望まれます。

3 現在の取り組み状況

平成19年度からは、地域活性化を主な目的として、新たに、「新道路利活用研究会」を設置し、調査研究を開始しました。研究テーマの選定に当たっては、過去の提言内容でまだ実現に至っていない事項のほか、会員、さらには一般企業からもアンケート調査を行い、その回答を踏まえて検討したところです。

研究会の構成や研究の趣旨については、本誌第88号で既に紹介したところですので、ここでは、研究会での検討状況を中心に紹介します。

研究会は、4つの部会（分科会）で構成されており、

（参考2）

それぞれ概ね2か月に1回のペースで会議を開催していますが、第4回の会議までに、

- ・ 会議やアンケート調査によるニーズの把握
- ・ 関連制度とその運用の現状把握
- ・ 公表資料、アンケート調査、現地調査などによる利活用事例等の収集・分析
- ・ 道路の利活用の促進に当たっての課題の抽出・整理を進めてきました。

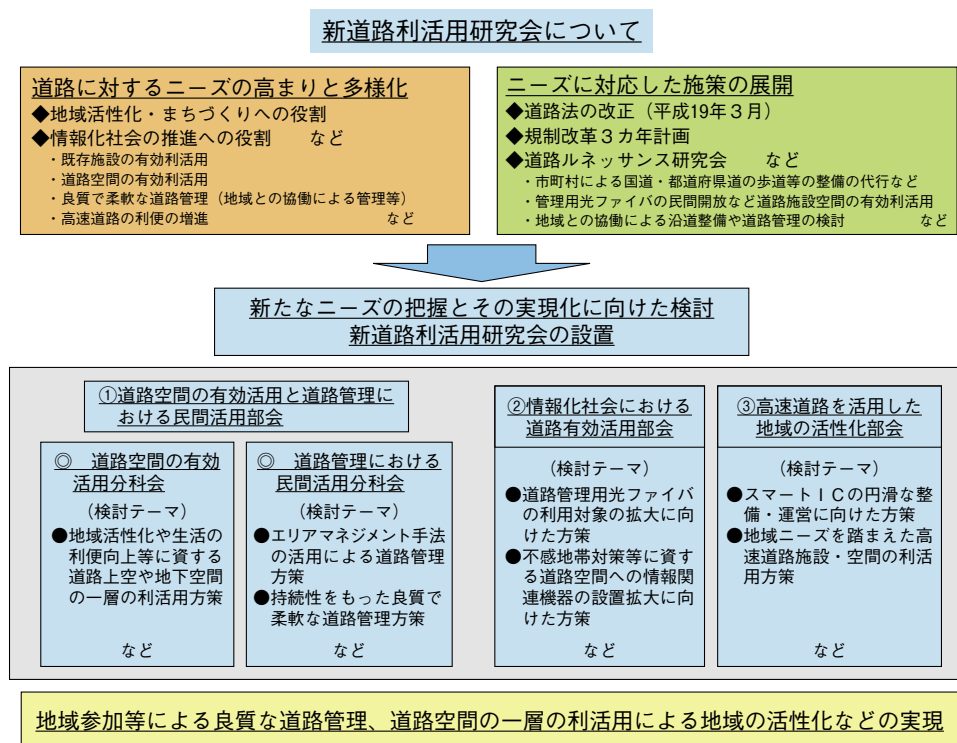
10月上旬までにそれぞれ開催する第5回会議では、これらの結果を踏まえて、道路の利活用方策についての提案・提言に向けた具体的な検討作業に入るための検討対象事項等の選定を進めるとともに、これまでの検討内容の中間的なとりまとめを行っていくこととしています。

以下、特に地域活性化に関係が深いと考えられる事項について、「道路空間の有効活用と道路管理における民間活用部会」の2分科会の活動を中心にこれまでの検討状況を紹介します。

（1）道路の利活用ニーズの把握

検討を進めるに当たって、道路施設や空間等に対する利活用のニーズの把握を行っています。

地域活性化に関するものとしては、駅前や商業地域に



において商業施設や街区間を連絡する道路上空通路の設置、地下部分を含む道路空間での商業的利用などが挙げられています。また、他の部会でも、道路管理用光ファイバーネットワークを利活用して地域の医療や防災性の向上を図ることや、携帯通信機器等のいわゆるデジタルデバイス対策への活用などが挙げられており、高速道路の有効活用としても新たなICの設置などによるネットワーク機能の活用のほか、SAやICの施設敷地などでの地域活性化に資する利活用促進のニーズが挙げられています。

(2) 道路空間の有効活用事例等の調査・分析

道路空間の有効活用事例の調査・分析を行っています。

地域活性化に関するものとしては、みなとみらい21、汐留シオサイト、天王洲アイル、品川グランドコモンズなどの都心部での大規模な開発事業のほか、地方における開発を伴わない活動も含めて、道路空間を有効活用して地域活性化等を図っている事例を収集し、その取組内容、課題等の整理・分析を行っています。

また、管理・運営上の課題を把握するため、民間を活用した公物管理による地域活性化の取組事例についても収集し、管理内容、管理資金の調達方法などの取組内容や運営上の課題等の整理・分析を行っています。

他の部会でも、道路管理用光ファイバーの民間解放の現状などを公表資料等を用いて整理し、利用者からその効果や課題を聴取するなどしているところです。

(3) 課題の抽出・整理における基本的な方針

道路空間の利活用の促進に関しては、収集した事例を基に、緩和がされた事例においては何が緩和の理由になったのか、さらなる緩和が必要と思われるものは何か、といった事項を中心に、道路占用制度の一層の緩和が図られるために解決することが必要な課題と要素を抽出・整理しているところです。

今後の検討においては、地域活性化等に資する道路占用制度の一層の緩和に向けて、基本的な条件の一つである「公共性」を補完し、あるいは担保してその柔軟な運用につなげられるものは何か、さらにはどのような手

段・方法を講じればより簡素な手続きが導入できるかといったことを具体的に検討していきたいと考えています。

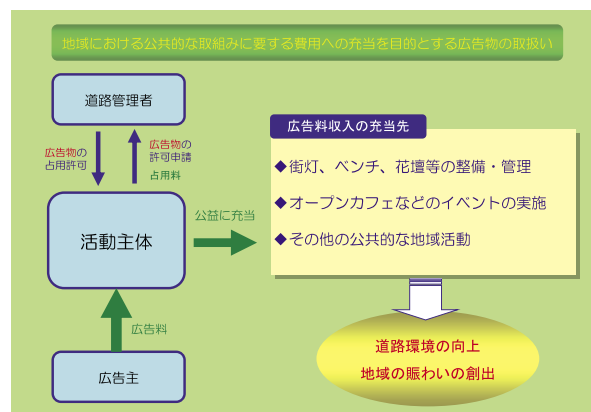
また、公物管理における民間の活用に関しては、街づくりなどにおいて道路を有効活用している事例を見ると、公的な面整備や民間の個別開発がきっかけとなったもの、開発のない既存商店会によるものなど様々なタイプが見受けられることから、それぞれのタイプごとに共通して見られる特性あるいは個々の特性を整理・分析し、持続的な運営ができる組織のあり方やそのための財源の確保方策（会員の交代に伴う会費（負担金）収入の確保、収益事業の実施等）、運用ルールなどについて具体的に検討していきたいと考えています。

4 おわりに

研究会を立ち上げてからも、平成20年5月には道路特定財源制度の廃止の方針が閣議決定されるなど道路を巡る環境には大きな変化が生じています。また、同年3月には、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」が道路局長から通知され、地域活性化に資する取組の一環として行われる広告物の掲載が道路空間でも可能となりました。

このような環境の変化や関連する制度の動向を踏まえて、今後、さらに必要な現地調査、ヒアリング調査等を実施しつつ、地域活性化等に資する道路利活用方策の提案・提言に向けた具体的な検討作業を進めていきたいと考えています。

(参考3)



(国土交通省HPから)